

里親認定部会について

1 部会の設置目的

児童福祉法施行令第29条により、里親の認定をするときには、児童福祉審議会の意見を聴かなければならないとされている。

これらの事項の審議にあたっては、個別のケースについて、法律等の専門的な見地から、詳細かつ迅速に検討することが必要であるため、里親認定部会を設置して審議を行う。

2 部会の所掌事項

- (1) 里親（養育家庭、専門養育家庭、親族里親、養子縁組里親）の認定の適否について、諮問を受けて答申すること
- (2) 里親の登録の更新にあたり、更新が不相当と認められるものについて、諮問を受けて答申すること
- (3) 里親の登録の更新を行ったときに報告を受けること

3 参考（平成24年度上半期の審議状況）

裏面のとおり

平成24年度 里親認定部会審議状況

平成24年11月29日現在

認定部会 開催日		諮問件数					審議結果															備考 (外国人)	
							適格数					不適格数					再調査・保留数						その他
()内開催時回数		養育	縁組	専門	親族	計	養育	縁組	専門	親族	計	養育	縁組	専門	親族	計	養育	縁組	専門	親族	計		
24 (538)	5.20	5	8	1		14	5	8	1		14					0					0		
24 (539)	7.20	2	8		1	11	2	8		1	11					0					0		
24 (540)	9.21	3	12			15	3	12			15					0					0		アメリカ(夫)1件
合計		10	28	1	1	40	10	28	1	1	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(1家庭)